

# 企画総務委員会

令和5年7月7日

## 1 報告事項

### 【地域振興部】

- (1) 窓口業務の執行体制について 【資料】
- (2) 和泉橋出張所及び区民館改修工事について 【資料】
- (3) 神田公園出張所及び区民館改修工事について 【資料】
- (4) 令和5年度区民参加の海外事情調査について 【資料】
- (5) ちよだアートスクエア第3期運営団体選定について 【資料】
- (6) 国指定史跡常盤橋門跡における整備状況について 【資料】

### 【政策経営部】

- (1) 千代田区DX戦略について 【資料】
- (2) 債権管理の取組について 【資料】
- (3) 千代田区地域防災計画の修正について 【資料】

## 2 その他

## 3 閉会中の特定事件継続調査事項について

窓口業務の執行体制について

1. 総合窓口の設置

千代田区では、来庁者に満足いただけるサービスの提供を目指し、平成 19 年から総合窓口を設置している。総合窓口では、庁内窓口の案内や各種証明書の発行、収納などの窓口業務の一部を委託し、効率的な窓口運営を行っている。

2. 窓口業務の執行体制

項目	内容	区職員	委託事業者
本庁舎総合案内 (サービスマネージャー)	①取扱窓口の案内や一般的な区政案内 ※英語・中国語・手話対応	-	○
	②届出・申請書等の書き方の説明や記入補助		
	③有償刊行物の販売		
受付業務 ※戸籍事務、住民 記録事務を除く	① 各種証明書の交付	審査	受付 発行 引渡
	②公金収納業務	-	○
	③母子健康手帳交付等の一部窓口業務	-	○
戸籍事務	①戸籍に関する諸届の受理	○	-
	② 戸籍記載事務	審査 入力	入力
	③ 戸籍の全部・個人事項証明書(戸籍謄・抄本)の 交付 ※郵送請求を含む	審査	受付 発行 引渡
	④戸籍相談	○	-
	⑤埋火葬許可事務	○	-
住民記録事務	①住民基本台帳事務		
	ア 転入手続き	審査	入力
	イ 転出手続き	○	-
	ウ 住民票写しの交付 ※郵送請求を含む	審査	受付 発行 引渡
	エ 社会保障・税番号制度 (マイナンバーカード交付・更新手続)	○	-
	②印鑑登録証明		
	ア 印鑑の登録	審査	受付 発行 引渡
イ 印鑑登録証明書の交付			

## 和泉橋出張所及び区民館改修工事について

### 1. 目的

和泉橋出張所・区民館は、平成14年3月の竣工から21年が経過し、各所経年劣化による老朽化が進行している。特に、空調設備や照明設備は故障等が発生する場合もあり、利用者へ不便をかけないため、これらの設備の機能更新を行うための空調設備や照明設備等の改修工事を実施する。

### 2. 工事概要（令和5年度予算：122,682千円）

令和5年度は、施設全体（地上6階、地下1階）のうち、「地下1階、1階、2階、4階、」の出張所事務室及び区民館部分の改修工事をおこなう。

（令和6年度は、3階、5階、6階の改修を予定）

#### ■工期（着手予定）

令和5年9月より令和6年3月末まで（約6か月）

#### ■工事内容

- ・各階共通 空調設備改修、照明設備改修（LED化）、内装、防犯カメラ更新、トイレ出入口改修
- ・2階 事務室化改修、区民館化復旧
- ・4階 区民館パーテーション交換

※3階和室は現場事務所・資材置き場として工事期間中は閉鎖予定

※6階は屋上空調設備・配管作業のため工事期間中は閉鎖予定

### 3. 和泉橋区民館の貸出制限等

（1）和泉橋区民館の貸し出し制限（○は貸出可能、×は貸出不可）

部屋名	令和5年9月1日から 令和6年1月中旬まで	令和6年1月中旬から 3月31日まで
2階洋室A (61.94㎡)	×	×
3階和室 (40畳)	×	×
4階洋室B・C (各40.24㎡)	○	×
5階洋室D (40.24㎡)	○	○
5階洋室E(料理室) (40.24㎡)	○	○

#### （2）事務室他

事務室…令和5年10月中旬～令和6年1月中旬までは2階仮事務室に移転

ストックヤード…令和5年11月上旬～令和6年1月中旬までは通行制限あり

### 4. 区民および会館利用者への周知

（1）常任委員会報告後、地域の町会長会議等にて報告

（2）7月20日号広報千代田、区ホームページ・会館予約システム・ポスター・チラシ等による周知

## 神田公園出張所及び区民館改修工事について

### 1. 目的

神田公園出張所・区民館は、平成11年3月の竣工から24年が経過し、各所経年劣化による老朽化が進行している。特に、空調設備や照明設備は故障等が発生する場合もあり、利用者へ不便をかけないため、令和4年度より、これらの設備の機能更新を行うための空調設備や照明設備等の改修工事を実施している。

### 2. 工事概要（令和5年度予算：84,129千円）

令和5年度は、施設全体（地上5階、地下1階）のうち、「地下1階、3階、4階、5階」の区民館部分（※ストックヤードも含む）の改修工事をおこなう。

（令和4年度は、地下1階、1階、2階の「出張所窓口」「ギャラリー」「ストックヤード（一部）」の改修を行った。）

#### ■工期（着手予定）

令和5年11月より令和6年2月末まで（約4か月）

#### ■工事内容

- ・地下1階：ストックヤードの内装(床・天井)改修
- ・3階（和室）：内装・空調・照明設備改修、和式トイレの洋式化
- ・4階・5階（洋室）：内装・空調・照明設備改修、和式トイレの洋式化

### 3. 神田公園区民館の貸出制限（○は貸出可能、×は貸出不可）

部屋名	令和5年11月1日から 12月28日まで	令和6年1月4日から 1月31日まで	令和6年2月1日から 2月28日まで
3階和室(35畳)	×	×	○
4階洋室A(88㎡)	×	○	○
5階洋室B(61㎡)	○	×	×

※2階サロンギャラリーについては、期間中、現場事務所として使用

※ストックヤードについては、令和6年2月1日～3月初旬まで利用制限あり（現在調整中）

### 4. 区民および会館利用者への周知

- （1）常任委員会報告後、地域の町会長会議等にて報告
- （2）9月5日号広報千代田、区ホームページ・会館予約システム・ポスター・チラシ等による周知

## 令和 5 年度区民参加の海外事情調査について

「国際平和都市千代田区宣言」の趣旨に基づき、区民の国際理解の推進と世界の恒久平和の実現に向け、区民を海外に派遣し、その国の歴史や平和関連施設等の視察、現地の人々との交流を通じて、平和・人権・環境等の人類が抱えている共通の課題に対し、主体的に考え、積極的に行動できる人材を育成し、地域社会における国際交流活動の推進を図るため、本事業を実施する。

### 国際交流体験ツアー

#### 1 派遣期間、派遣先

- (1) 派遣期間 令和 5 年 12 月 11 日 (月) ~ 12 月 16 日 (土) の 6 日間
- (2) 派遣先 グアム・サイパン
- (3) 派遣先選定理由

戦中、日本軍が占領（グアム）、植民地化（サイパン）した地域であり、日本軍とアメリカ軍との激戦が繰り広げられた。今なおその戦跡が残っており、現地でその実相に触れ感じることは、平和を考えるうえで重要である。悲惨な過去がありながらも、復興を遂げたグアム・サイパンの過去、現在、そして未来に向けた取組を学ぶとともに、現地の方々との交流を通じ、相互理解の促進を図るため。

#### 2 主な現地調査の内容

- (1) 戦争・平和関連施設の見学
  - ・グアム：太平洋戦争記念館、南太平洋戦没者慰霊公苑
  - ・サイパン：日本刑務所跡、旧日本軍弾薬庫跡、バナデロ、バンザイクリフ
- (2) 現地の人々との交流
  - ・グアム：グアム在住の青少年たちとの交流会の実施
  - ・サイパン：サイパン在住の方による講話
- (3) 歴史文化施設等の見学
  - ・グアム：グアムミュージアム、古代チャモロ時代の遺跡
  - ・サイパン：北マリアナ諸島歴史文化博物館、シュガーキングパーク

#### 3 参加者負担金(研修費・現地交通費・宿泊費・食事代等を含む)

60,000 円 (往復航空券代及び燃油サーチャージの合計金額の半額程度)

#### 4 派遣人数、応募方法、選考

(1) 派遣人数 15名

- ・一般公募者 12名程度
- ・同行職員 3名

(2) 応募資格 千代田区内在住の15歳以上30歳未満の方(中学生を除く)、または区内の高校(中等教育学校後期課程含む)に在学する方

(3) 応募方法 応募申込書(区HPからダウンロード)、作文1,000字から1,200字(応募動機・この事業で学びたいこと)を持参、郵送、メールにて提出  
提出期限:令和5年8月31日(木)17:00必着

(4) 選考方法 作文、面接

(5) 周知 広報8月5日号、区ホームページ、ポスター・ちらしの掲示・配布、区SNSでの配信

#### 地球市民講座

1 事前研修 派遣先の歴史、文化を学ぶ事前研修「地球市民講座(3回)」を実施。派遣先での積極的な行動を起こすきっかけづくりとして実施。また、事前研修は「地球市民講座」として一般区民の参加も募る。

2 報告会 令和6年1月中旬実施

#### 参考

##### ◆過去の派遣先

年度	派遣先	主な訪問先
平成14年度	タイ	戦争博物館、NGO団体、学校等
平成15年度	ベトナム	戦争証跡博物館、NGO団体、学校等
平成16~20年度(※1)	タイ	戦争博物館、NGO団体、学校等
平成21~23年度	ベトナム	戦争証跡博物館、NGO団体、学校等
平成24~27年度	カンボジア	虐殺博物館、地雷被害者インタビュー等
平成28~30年度	ドイツ・ポーランド	強制収容所、ホロコースト記念碑、学校等
令和元年度	ポーランド	強制収容所、ホロコースト記念碑、学校等
令和2~4年度(※2)	中止	—

※1 平成20年度はタイ政情不安のため中止。

※2 令和2~4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止。

## ちよだアートスクエア第3期運営団体選定について

ちよだアートスクエアは、新たな文化芸術の拠点として旧練成中学校に整備し、平成22年に開館して以来、国内外から多くの人々が訪れ、文化芸術活動の担い手を育成する活動の推進やアートを発信する文化芸術の拠点として成長してきた。今般、「新ちよだアートスクエア基本構想」を策定し、この構想に基づき、第3期運営団体を募集・選定する。

### 1 ちよだアートスクエアの現状

運営を行っていた合同会社コマンドAとの契約が令和5年3月末に満了し、施設を一時閉館している。

令和5年度は、区や町会等の事業等、用途と場所を限定して使用しつつ、施設の改修工事に関する調査・設計を実施する。なお、設計にあたっては、次期運営団体の意向を反映する予定。

### 2 次期運営団体選定方法

ちよだアートスクエア第3期運営団体選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式にて選定する。

### 3 選定委員会の構成

学識経験者3名（大学教員2名、東京都教育委員会1名）、行政委員2名

### 4 今後の選定スケジュール（予定）

予定	日程
第1回選定委員会（募集要項・スケジュール確認）	6月19日（月）
募集要項の交付開始・参加申込書の受付開始	7月24日（月）
参加申込書の提出締め切り	9月29日（金）
提案者の選定結果通知	11月初旬
提案書の提出締め切り	12月初旬
プレゼンテーション審査	12月中旬
結果の公表・通知	12月下旬

## 国指定史跡常盤橋門跡における整備状況について

### 1 これまでの経過

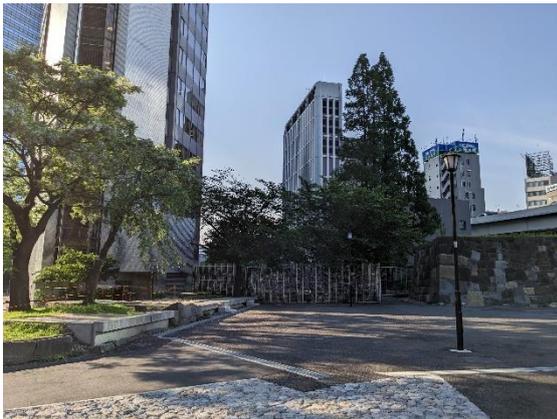
- ・平成23年度～令和2年度にかけて、東日本大震災で被災した常盤橋門及び常盤橋の修理工事を実施。
- ・令和4年度から、今後本格的な整備を控える常盤橋公園及び史跡の暫定的な活用のため、修理工事で発生した旧材等の撤去、枳形門石垣及び一部旧材の展示を目的とした展示工事を実施。
- ・令和5年3月末の施工完了を見込んでいたが、首都高速道路の地下化事業の進展に伴い、展示工事範囲内での発掘調査が必要となり、令和5年5月末に施工を完了。

### 2 現在の状況

- ・令和5年4月27日～ 一部を除く暫定開放
- ・令和5年6月1日～ 予定区域全体の暫定開放

※一部区域は暫定開放後も立ち入りはできないが、透明な仮囲いに仕様を変更しており、常盤橋の遺物の見学が可能。

※令和5年6月～令和7年6月頃まで暫定開放し、令和7年7月頃から常盤橋公園整備計画に基づく本格整備を行う見込。



▲暫定開放状況



▲透明な仮囲いでの遺物展示



▲遺物（親柱）



▲遺物（袖高欄）

### 3 首都高速道路の地下化事業

首都高速道路では、2035年度までに神田橋JCT～江戸橋JCT間を地下ルートに整備する大規模な事業を計画している。工事の進展に伴い、常盤橋公園を含む周辺へ影響が発生する可能性がある。

# 千代田区DX戦略

～だれもが幸せな社会の実現に向けて～

(概要版)

令和 4 年 4 月



D X 戦略でめざす  
千代田区の次のステージとは

千代田区長 樋口 高顕

一般的にD Xとは…

デジタル技術を活用し、人々の生活をより良いものへと変革することです。

大切なのは“人々の生活をより良いものにすること”です。

千代田区はD Xを

「デジタル技術を活用し、区民の利便性と職員の生産性を向上すること」と定義し、  
前例にとらわれずチャレンジしていくことで、変革につなげていきます。

では、なぜ今D Xなのでしょう。

新型コロナウイルス感染症拡大時、  
区役所に申請に行かなければならない…、  
電車で職場に行かなければ仕事ができない…など  
日本のデジタル化の遅れが明らかになりました。

それと同時に、“デジタル化への期待”が高まっています。

こうした社会のあり方、価値観、ライフスタイル・ワークスタイルの劇的な変化、  
いわゆるパラダイムシフトをチャンスと捉え、  
「大切にしてきたサービスはそのままに、区は次のステージへ向かいます」

だれもが取り残されることなくデジタルの恩恵を享受できる、  
区民の多様な幸せの実現と、職員の生産性向上に向け、  
千代田区D Xを推進していきます。

### 将来像と方向性、取組みを描き、区民と共有します

区がデジタル技術を使って、どんな将来像をめざし、どのように区民生活が変わっていくのか共有します。

### 組織や職員も変わることを宣言します

区民生活をより良くするためには、これまでのサービスそのものを見直し、デジタル時代に合わせ再設計する必要があります。

これまでのやり方に固執することなく、チャレンジします。

基本理念  
コンセプト



3年の  
方向性  
取組み

Step 1



Step 2



Step 3

将来像



## 基本理念

### Design 顧客志向の追求

区民等の幸せを第一に考え、デザイン思考でサービスを提供します。

### Change 行政内部の変革

クオリティの高いサービスを提供し続けるためには、生産性向上は必須です。

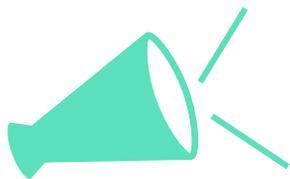
慣習や前例にとらわれることなく、仕事の進め方そのものを見直し（BPR）と組織の垣根を越えたコラボレーションをさらに促進します。

### Safety 情報資産の管理と運用

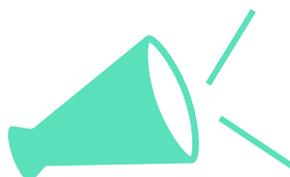
適切なセキュリティ対策による情報を管理し、効果的な活用を促進します



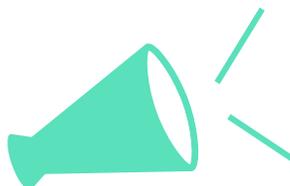
# 千代田区は変わります



区民は、いつでも、どこでも、だれもが、自分にあった方法を選択して、サービスを受けることができる



職員は、自分の働き方をデザインすることができ、いつでも、どこでも、ムダなく、コラボして仕事できる



確かな安全のもと、効果的にデジタル技術と情報が活用されている

## Concept

### 自由な選択

来庁でも、オンラインでも、TPOに応じて様々な方法の中から自由に選択できます。

千代田区民・リレーションシップ・マネジメント

### 個と捉える

サービスごとに対象者を見るのではなく、「その区民にはどういったサービスがあるか」という考えのもと、区民一人ひとりの状況に応じた柔軟な対応を実現します。

Face to Face (フェイストゥフェイス)

### 温もりのあるサービス

リアルでも、バーチャルでも、これまで区が大切にしてきた一人ひとりに寄り添ったサービスを引き続き大切にします。

デジタルワークフロー

### デジタル基点

デジタルを基点とした業務の進め方に変革することで、区民サービスの向上と業務効率化の両立を図ります。

将来像実現に向けた方向性（将来像を具体化させた姿）を施策として示します。

### 将来像

区民は、いつでも、どこでも、だれもが、  
自分にあった方法を選択して、サービスを受けることができる

施策1 最小限の手続きで、わかりやすく、簡単にサービスを受けることができる

施策2 来庁しなくてもサービスを受けることができる

施策3 来庁するのであれば、スマートにサービスを受けることができる

施策4 自分にあった、ほしい情報が届く

施策5 だれもがデジタルの恩恵を享受している

施策6 個別分野においてもDXが推進されている

### 将来像

職員は、自分の働き方をデザインすることができ、  
いつでも、どこでも、ムダなく、コラボして仕事できる

施策7 働く場所を選ばない

施策8 多様な手段でコミュニケーションが可能（活発なコラボレーション）

施策9 より効率的に仕事を進める

### 将来像

確かな安全のもと、効果的にデジタル技術と情報が活用されている

施策10 DXを支えるセキュリティ対策

施策11 庁内外のデータ共有により新たな価値を創出

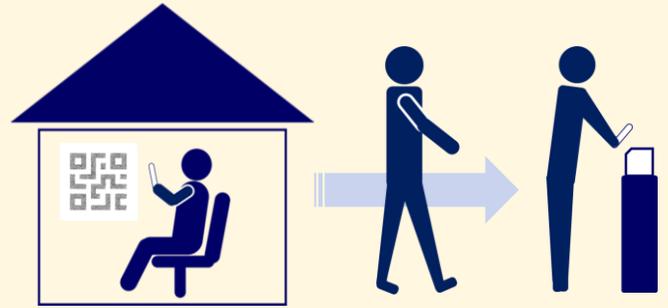
### 好きな場所に区役所を

申請、届出、支払などオンラインで完結できるようになります。



### 来庁時にはスマートに

待ち時間なく、簡単に手続きができることで窓口での滞在時間が短くなります。



### バーチャル世界に区役所が

様々な手続きの窓口を1つにする区ポータルサイトを立ち上げます。

簡単に必要な手続きや必要書類がわかるようになります。



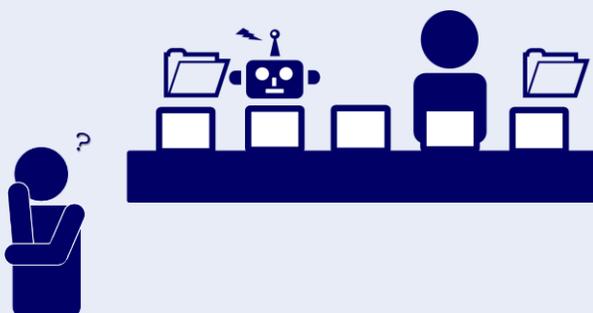
### さまざまなシーンでもDXを推進

教育分野のICT化をはじめとする、福祉、まちづくりなど、あらゆる分野において、単なるデジタル化にとどまらず、サービスのあり方や業務の進め方から検討します。



### 仕事の質、生産性を向上

BPR（業務の見直し）を前提に、リモートワークや、ペーパーレスの推進、RPA・AIの導入など、推進します。



### 千代田区版ABWでワークプレイス変革

職員の活動に応じたスペースを適切に配置することで生産性の高い新しい区役所をめざします。



※ABW（Activity-Based working）とは、職員自らが業務内容などに合わせて、働く場所を選択し、働き方をデザインすること

デジタル技術活用による  
行政サービス・業務生産性の向上

千代田区  
DX

デジタル政策課  
(8名)



情報システム課  
(14名)

業務システムの運営と整備  
情報セキュリティ対策

区民サービスの向上  
(窓口・オンライン)

業務変革による生産性向上  
(働き方改革)

全庁的なシステム運用と整備

個人情報の適切な管理と利用  
データガバナンス確保

デジタル化の推進

主要システム  
リプレース

情報セキュリ  
ティ対策



## 債権管理の取組について

### 1 概要

#### (1) 背景

平成 30 年度、生業資金貸付金等について、決算書と決算参考書の債権の額に関して金額が一致すべきところ、不整合が認められると監査委員から指摘を受け、同年第4回定例会において、平成 29 年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定に対する附帯決議を受けた。

同決議において、「債権管理条例制定を視野に入れ不納欠損処理に至るより具体的な事務手続きを確立し、区議会に報告したのち行うこと」などが付されたため、令和元年度に政策経営部内に「財産管理担当」を設置し、全庁的な債権管理の適正化に向けた取組を進めている。

#### (2) 当時明らかになった課題

##### ① 債権管理に関する根拠条項が複雑

債権の種類によって、適用される法令が多岐にわたるため、各所管の債権について、どのような管理が必要となるのか把握が難しい。

##### ② 事務処理に統一性がない

同じ法的性質を持つ債権であっても、各所管によって事務処理の手続が異なっている。

##### ③ 私債権の放棄が困難

私債権は、時効の援用がなされない限り、半永久的に債権が残存することとなる。また、生活困窮等により回収見込みのない私債権も、地方自治法施行令の規定により最低 10 年は管理しなければならない。これを早期に解消するには、少額の債権であっても、条例に特別の定めがある場合を除くほか、個別に議会の議決(債権放棄)が必要である。

### (3) 課題に対するこれまでの取組

課題	取組内容
債権管理に関する根拠条項が複雑	① 債権管理勉強会の実施 [令和2～4年度実績] 開催数6回 ② 弁護士による債権管理研修会の実施 [令和2～4年度実績] 開催数10回 延べ194人 ③ 区職員向け法律相談体制の構築 [令和3～4年度実績] 相談件数10件
事務処理に統一性がない	上記①～③の取組に加え、債権管理に関する事務処理の標準化を進めていくため、千代田区債権管理マニュアルを策定。 [令和4年7月] 今後も継続的に内容の浸透を進めていく。
私債権の放棄が困難	所管課へのヒアリングを通じて、回収見込みのない債権の全体像(件数、金額等)を把握。 [平成31年度、令和4年度]

## 2 今年度の取組

### (1) これまで実施してきた取組内容の拡充

これまで実施してきた取組に加え、下記①②の導入を進める。

- ① オンライン研修 …研修機会の拡大、債権管理に関わる研修の充実化を図る。
- ② 債権回収業務委託 …催告などの定型的業務を委託し、事務の効率化を図る。

### (2) (仮称)千代田区債権管理条例の制定

債務者の破産、または著しい生活困窮状態にある場合など、将来にわたり回収見込みのない債権の整理(放棄)を行うため、条例を制定する。【23区中21区制定済】

## 3 今後のスケジュール(予定)

- 令和5年 9月 条例素案の報告、条例素案に対するパブリック・コメント実施
- 11月 条例案を第4回区議会定例会へ上程
- 12月 規則等の細目の制定・マニュアルの改定

## 千代田区地域防災計画の修正について

### 1 概要

千代田区地域防災計画は、災害予防・応急・復旧対策に至る一連の対策を総合的かつ計画的に実施することにより、区民の生命・身体および財産を災害から保護することを目的として、災害対策基本法第42条に基づき、千代田区防災会議が策定している。

令和5年度は、令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、東京都地域防災計画 震災編が修正されたため、これを踏まえた修正を行うとともに、区における避難所の在り方や帰宅困難者対策の充実等について検討する。

### 2 防災会議の設置

千代田区防災会議条例に基づき、会長に区長を置き、防災会議委員60名以内及び幹事会40名以内で構成し、地域防災計画を作成、推進している。

#### (1) 防災会議委員

- ①陸上自衛隊中隊長、②東京都各部局（第一建設事務所等）所長③警察署長、④消防署長、⑤消防団長、⑥指定公共機関の役員又は職員（NTT等）、⑦その他区長が定めるもの（医師会会長等）、⑧庁内関係者

#### (2) 幹事会

上記防災会議委員の属する機関のうち、区長が任命・委嘱する者

- ①陸上自衛隊小隊長、②東京都各部局課長、③警察署警備課長、④消防署警防課長、⑤指定公共機関職員（東京電力等）、⑥その他区長が定めるもの（医師会事務局長等）

### 3 修正のポイント

- (1) 都計画は、10年振りに見直された「首都直下地震等による東京の被害想定」を基に修正が行われている。現行の区計画は、10年前の被害想定を基にしているため、都計画の修正に伴い、新たな被害想定による修正を行う。
- (2) 今年度の修正では、避難所施設の調査業務を実施し、各避難所のより具体的な避難スペースの状況等を分析し、区計画に反映させる。
- (3) 新たな被害想定で示された区の帰宅困難者数を計画に反映させるとともに、帰宅困難者対策に係る取り組みを更に充実させる。

#### 4 主な修正箇所

##### (1) 避難所対策

- ①適切な避難生活環境の確保
- ②要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営
- ③在宅避難に関する支援

##### (2) 帰宅困難者対策

- ①帰宅困難者等一時受入施設の拡充及び運営支援
- ②東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムの活用及び大丸有地区における災害ダッシュボードの推進

##### (3) その他

風水害編について（土砂災害警戒区域指定解除に伴う時点更新等）

#### 5 スケジュール

時期	内容
5月中旬	第1回防災会議「幹事会」開催
6月	素案たたき台の作成
7月	素案たたき台の庁内及び関係団体へ修正依頼
8月	素案の作成、素案の東京都へ意見照会
10月	庁内及び関係団体へ意見照会（内容による）、原案作成
11月	第2回防災会議「幹事会」開催
12月	区議会第4回定例会 原案説明、パブリックコメントの実施報告
1月	パブリックコメント実施
2月	区民意見等を反映した、最終案の作成、千代田区防災会議開催
3月	令和6年第1回定例会にて報告

※ 時期は、作業の進捗状況により前後する場合があります。